

第 5 回会議の点検・評価対象項目

～ 困難を有する子供・若者やその家族の支援～

- ・ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
- ・ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- ・ 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

子供・若者育成支援推進大綱（第5回点検・評価関係部分抜粋）

第3 基本的な施策

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

（2）困難な状況ごとの取組

非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

（総合的取組）

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

（非行防止、相談活動等）

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進する。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等からのSOSを受け止め、適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携・協働による取組を推進する。

民間ボランティアと連携しつつ街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進する。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

（薬物乱用防止）

子供・若者による危険ドラッグを含む薬物の乱用防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化など、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、薬物依存者及

びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

（加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮）

加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害少年のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努める。

（施設内処遇を通じた取組等）

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実に努めるほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

（社会内処遇を通じた取組等）

保護観察中の少年に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

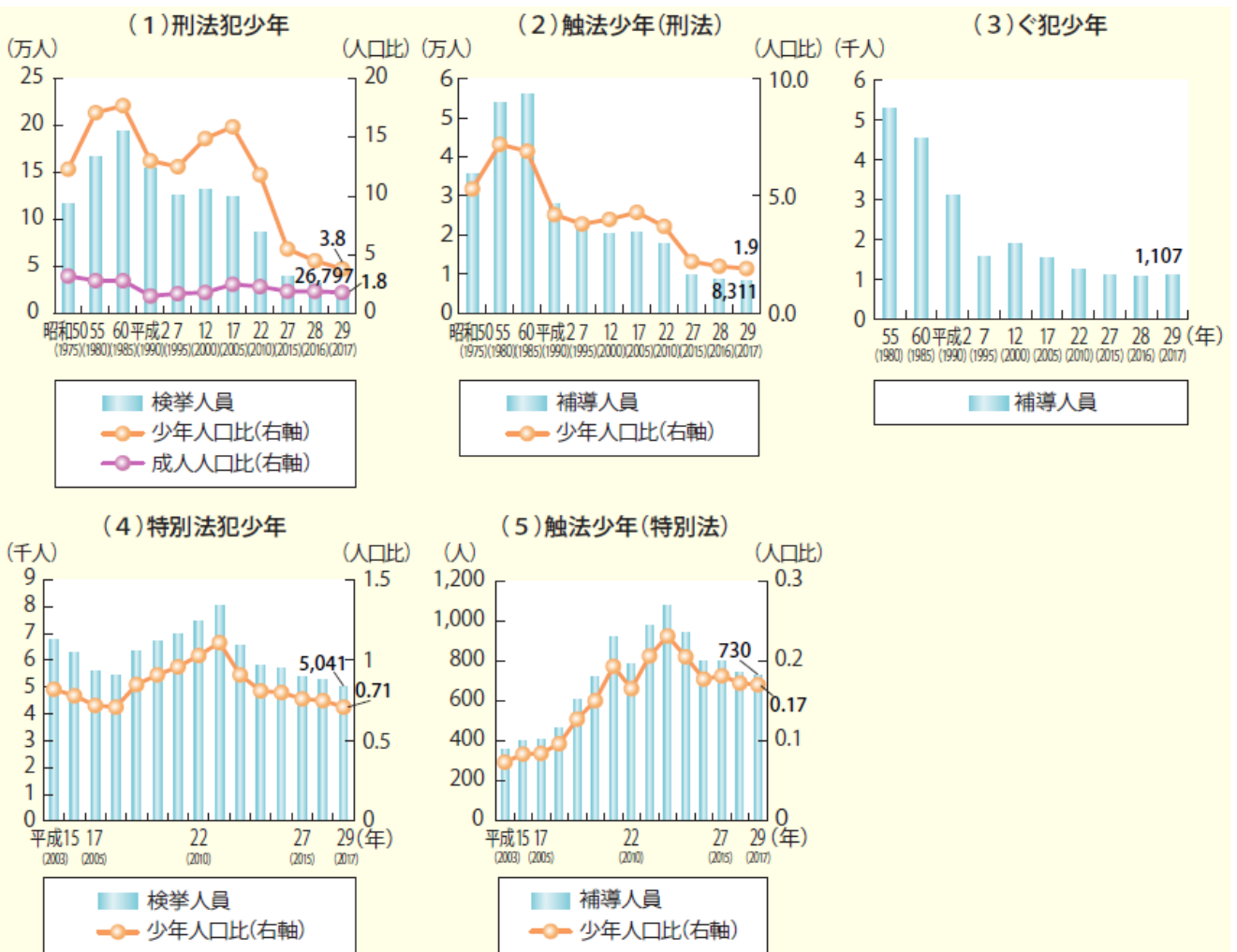
社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

・非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等の関連データ

・刑法犯少年等の検挙・補導人員

刑法犯少年の検挙人員、触法少年（刑法）の補導人員、ぐ犯少年の補導人員は、いずれも減少傾向。特別法犯少年の検挙人員、触法少年（特別法）の補導人員も減少している。

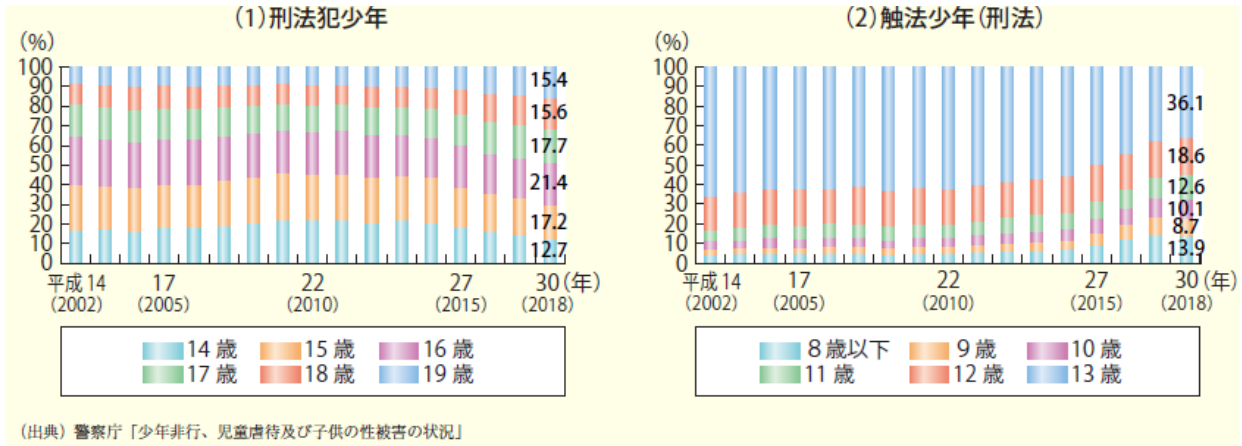
刑法犯少年の検挙人員について、人口比も減少しているが、成人の人口比と比べると依然として高い。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」
 (注) 人口比とは、当該年齢層の人口1,000人当たりの人員数（触法少年については10歳～13歳の人口で算出）。

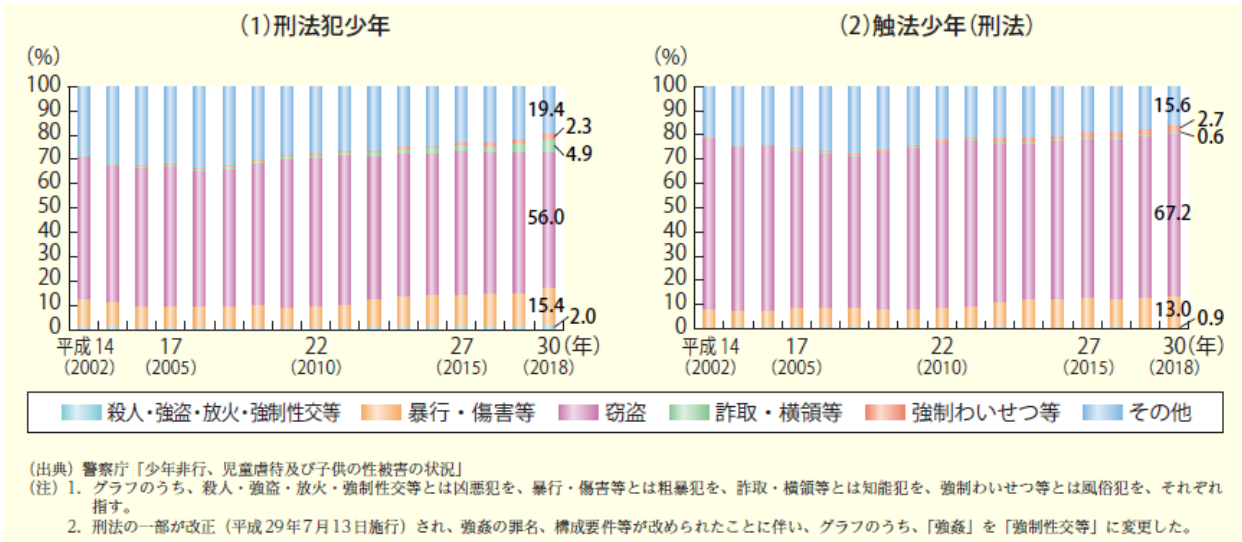
・ 刑法犯少年等の検挙・補導人員（年齢別構成割合）

年齢別に見ると、触法少年（刑法）では、13歳が最も多いものの、12歳以下の占める割合が上昇傾向にある。



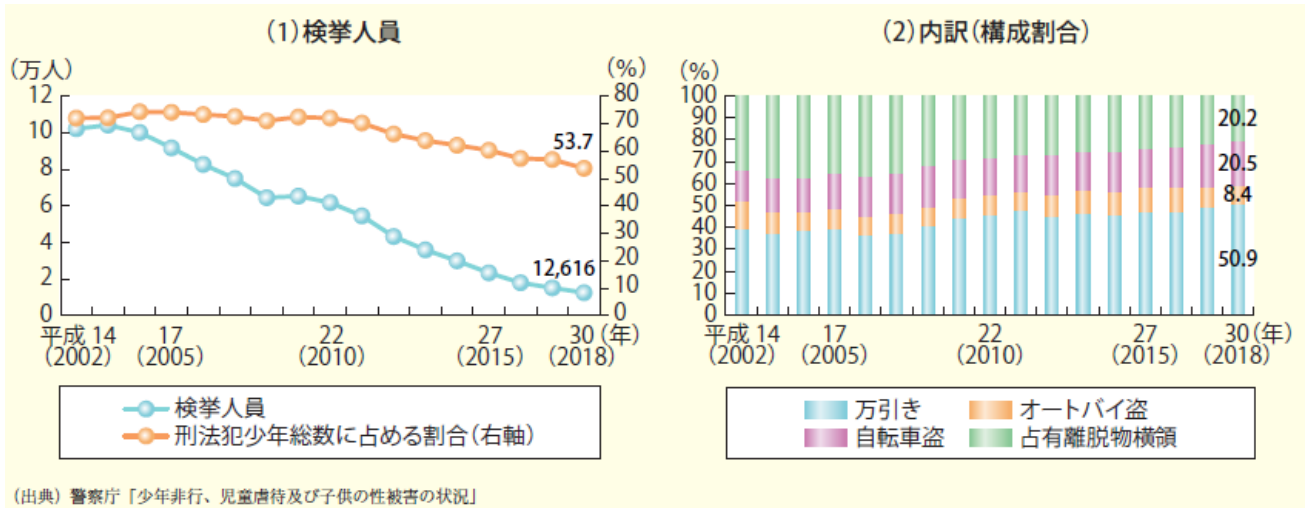
・ 刑法犯少年等の検挙・補導人員（罪種別構成割合）

刑法犯少年、触法少年（刑法）ともに、窃盗が半分以上を占める。



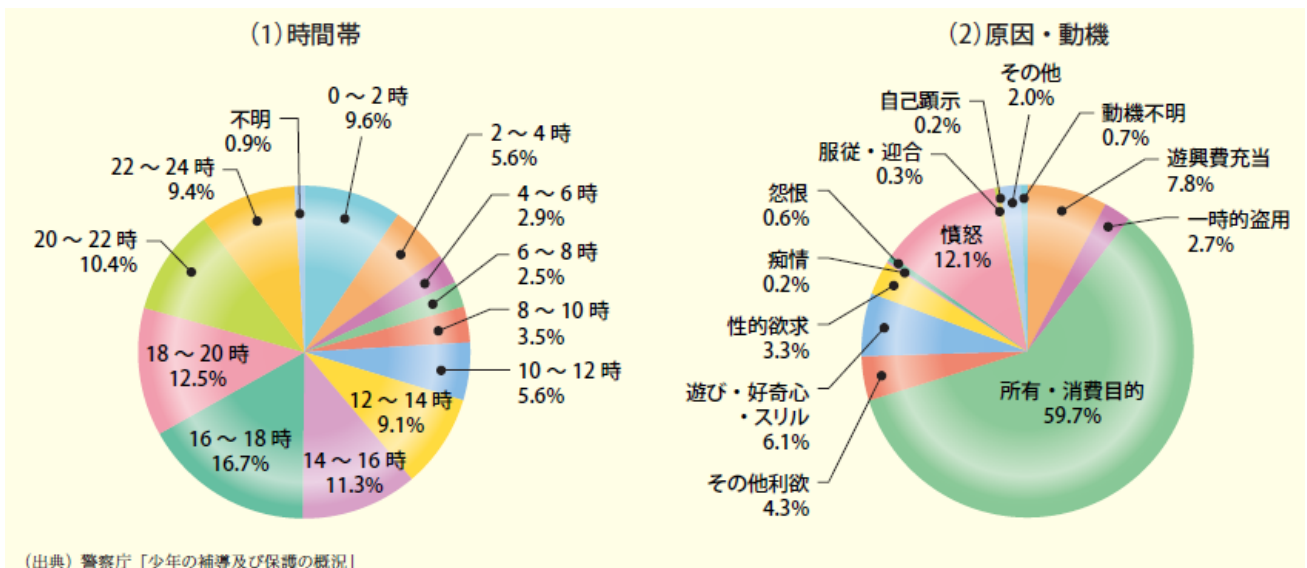
・初発型非行

初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領）の検挙人員は、減少傾向にある。



・刑法犯少年の非行時間帯と原因・動機

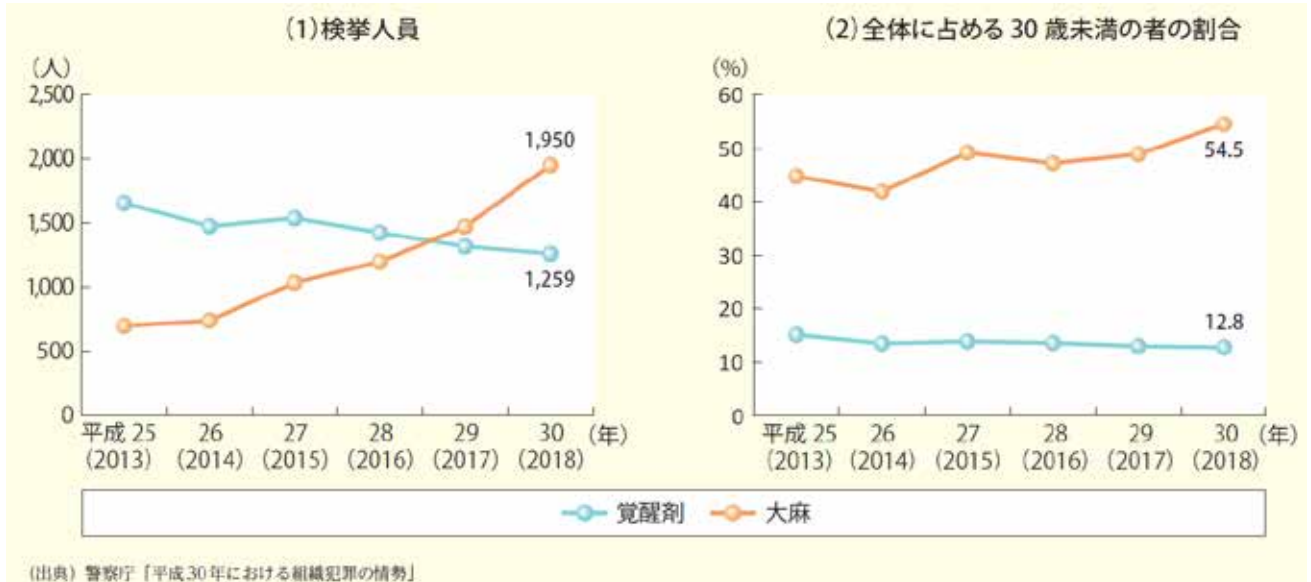
刑法犯少年の非行については、14～20時の時間帯が40.5%。また、所有・消費目的によるものが59.7%。



【薬物乱用防止】

・薬物事犯で検挙された30歳未満の者

大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年から5年続けて増加し、検挙された者の約半数を占めている。



第3 基本的な施策

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(2) 困難な状況ごとの取組

特に配慮が必要な子供・若者の支援

(自殺対策)

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっているなど深刻な状況に鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。

(外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等)

外国人の子供や帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないように、円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図る。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

(性同一性障害者等に対する理解促進)

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

・特に配慮が必要な子供・若者の支援の関連データ

【自殺対策】

・30歳未満の死因（構成比 平成29年）

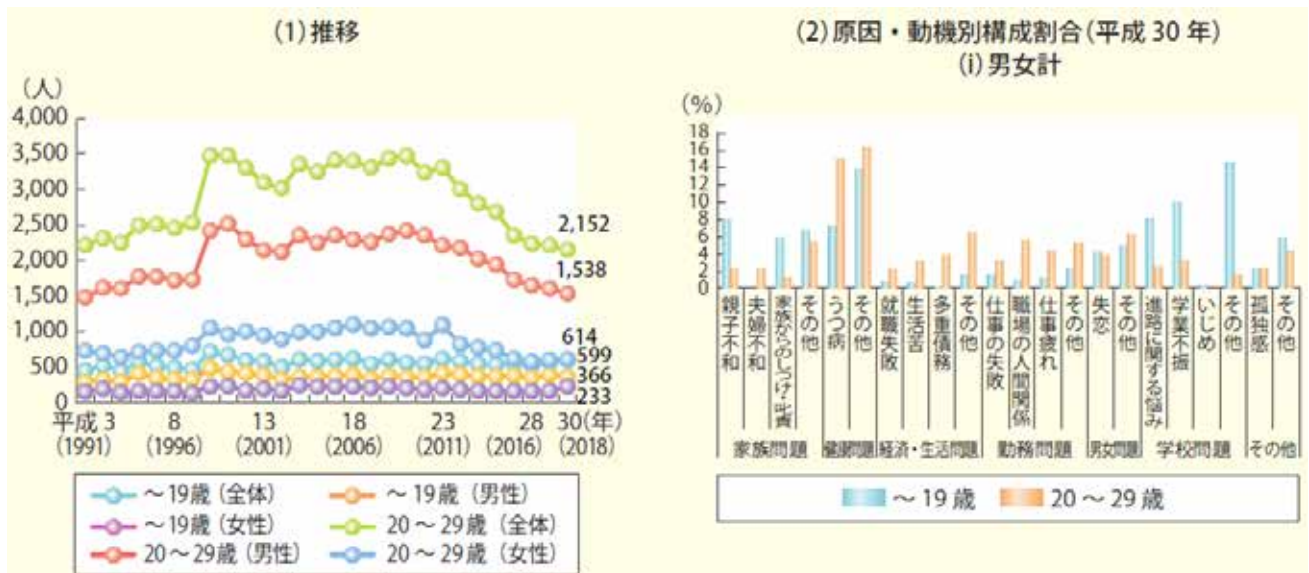
20歳代の若者の死因の約半数は自殺である。



・自殺者の状況

20～29歳の自殺者数は、このところ減少傾向にある。

原因をみると「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「学業不振」、「進路に関する悩み」や「親子不和」が挙げられる。



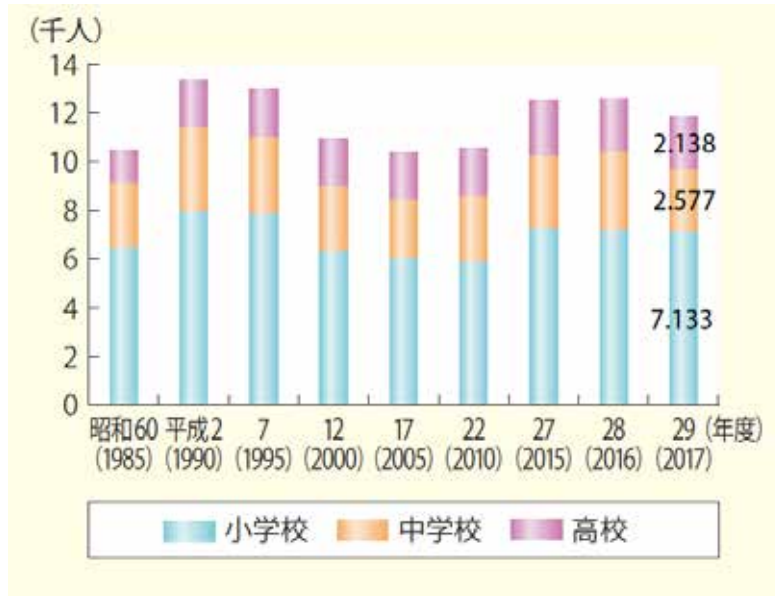
(出典) 厚生労働省・警察庁「平成30年中における自殺の状況」

(注) (2)の原因・動機は、遺書などの自殺を裏付ける資料により明らかに特定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上したもの。

【外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等】

・帰国児童生徒数

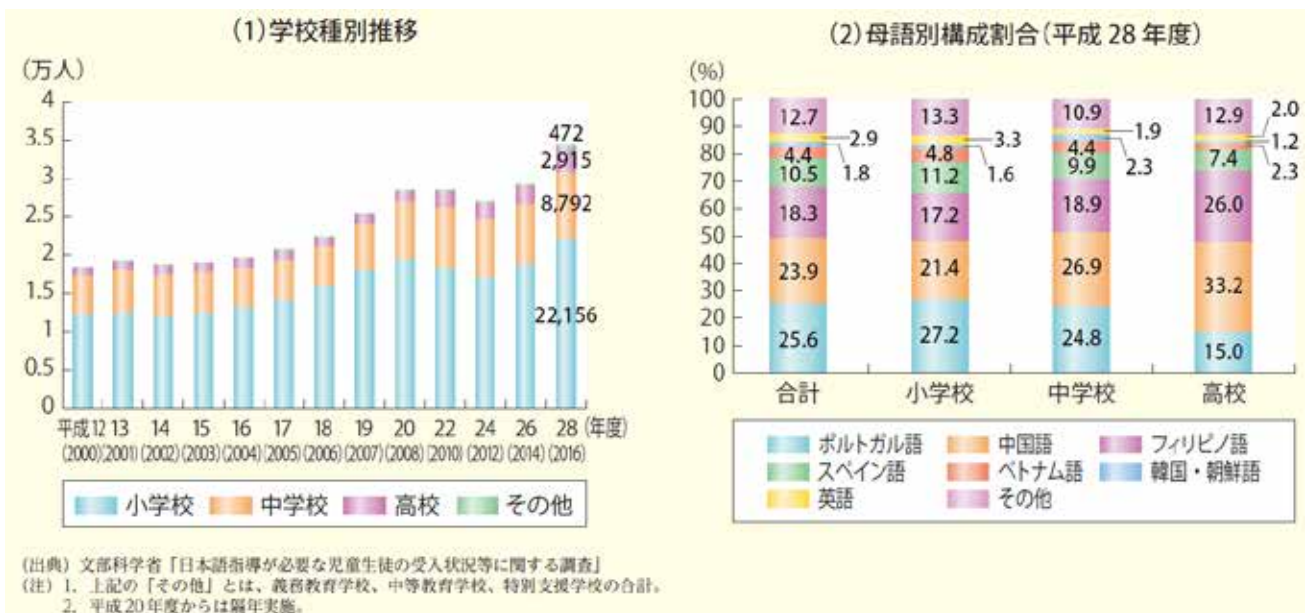
平成 29 年度の帰国児童生徒数は、小・中・高等学校等合わせて 11,848 人であった。



(出典) 文部科学省「学校基本統計」
 (注) 1. 海外勤務者等の子供で、1年を超える期間海外に在留し、当該年度の間に帰国した者の数。
 2. 中学校と高校の値には中等教育学校前後期課程を含む。
 3. 小学校と中学校の値には義務教育学校前後期課程を含む。

・日本語指導が必要な外国人の子供

日本語指導が必要な外国人の子供は、平成 20 年度を境に減少していたが、平成 26 年度以降再び増加している。



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」
 (注) 1. 上記の「その他」とは、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の合計。
 2. 平成 20 年度からは隔年実施。

第3 基本的な施策

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(3) 子供・若者の被害防止・保護

子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(子供・若者の福祉を害する犯罪対策)

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等を根絶するため、社会全体に対して広報啓発を行うとともに、サイバー補導を推進する。特に、被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な処理を行うとともに事件広報など情報発信を積極的に行い大人社会に警鐘を鳴らす。

特に、児童ポルノ排除対策については、「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定)に基づく総合的な対策を実施する。

また、近年、新たな形態が出現している、少年の性を売り物とする営業については、その実態把握に努め、これらの営業において稼働している少年に対する補導を行うとともに、各種法令を適用して取締りを積極的に推進する。

(犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応)

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。